

○職員採用試験に関する規則

改正案

第十六条 人事委員会は、第一次試験の合格者を決定したときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法により、合格者の受験番号及び第二次試験の実施の日時、試験場その他受験に必要な事項を公表するものとする。

(合格者の発表)

第二十一条 人事委員会は、前条の規定により合格者を決定したときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法により合格者の受験番号を公表し、及び書面により合格者である旨を本人に通知するものとする。

現行

第十六条 人事委員会は、第一次試験の合格者を決定したときは、人事委員会の定める場所に合格者の受験番号を掲示し、並びに書面により合格者である旨及び第二次試験の実施の日時、試験場その他受験に必要な事項を本人に通知するものとする。

(合格者の発表)

第二十一条 人事委員会は、前条の規定により合格者を決定したときは、人事委員会の定める場所に合格者の受験番号を掲示し、及び書面により合格者である旨を本人に通知するものとする。